

令和3年8月1日から「高額介護サービス費」と 「特定入所者介護サービス費」の区分が変更になりました

【P14「自己負担が高額になった時の負担軽減」(高額介護サービス費)】

令和3年8月利用分以降の自己負担の限度額

利用者負担段階区分	上限額〈月額〉
課税所得 690 万円 (年収約 1,160 万円) 以上 ※	140,100 円 (世帯)
課税所得 380 万円 (年収約 770 万円) ~ 課税所得 690 万円 (年収約 1,160 万円) 未満 ※	93,000 円 (世帯)
市町村民税課税~課税所得 380 万円 (年収約 770 万円) 未満	44,400 円 (世帯)
世帯全員が市町村民税非課税の方	24,600 円 (世帯)
<ul style="list-style-type: none"> ● 老齢福祉年金受給者 ● 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方等 	24,600 円 (世帯) 15,000 円 (個人)
生活保護利用者の方等	15,000 円 (世帯)

※介護サービス利用者又は同一世帯に課税所得 380 万円 (年収約 770 万円) 以上の 65 歳以上の方がいる場合の上限額が変更になりました。

【P15「所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります」(特定入所者介護サービス費)】

令和3年8月利用分以降の居住費・食費の自己負担限度額の区分

区分		段階	
生活保護利用者の方等		第1段階	
世帯全員が 市区町村民 税非課税	老齢福祉年金受給者		
	合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が 80 万円以下で、預貯金等が単身 650 万円、夫婦 1,650 万円以下		第2段階
	合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下で、預貯金等が単身 550 万円、夫婦 1,550 万円以下		第3段階①
	合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が 120 万円を超え、預貯金等が単身 500 万円、夫婦 1,500 万円以下	第3段階②	

令和3年8月利用分以降の居住費・食費の自己負担限度額 (1日あたり)

段階	居住費				食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
第1段階	490 円 (320 円)	0 円	820 円	490 円	300 円
第2段階	490 円 (420 円)	370 円	820 円	490 円	390 円 (600 円)
第3段階①	1,310 円 (820 円)	370 円	1,310 円	1,310 円	650 円 (1,000 円)
第3段階②	1,310 円 (820 円)	370 円	1,310 円	1,310 円	1,360 円 (1,300 円)

※従来型個室の () 内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※食費の () 内の金額は、短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用した場合の金額です。